

白井市国民健康保険税減免取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白井市国民健康保険税条例（昭和32年条例第7号。以下「条例」という。）第23条の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 条例第23条に規定する保険税の減免を受けようとする者とは、条例第1条第1項又は第2項に規定する世帯の世帯主（以下「世帯主等」という。）をいう。

(減免の事由)

第3条 条例第23条第1項第1号に規定する災害等により生活が著しく困難となった者とは、次の各号のいずれかの場合に該当する者とする。

- (1) 世帯主又は同じ世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）が地震、風水害、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又は盗難により所有する家屋、事業用資産の修復に保険を充当してもなお多額の費用を要し、生活を圧迫する場合。
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者が国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当することにより、給付制限をうける場合。
- (3) 世帯主等が死亡又は心身に重大な障害を受け長期間入院したことにより、所得が前年に比して著しく減少した場合。
- (4) 世帯主等の解雇、倒産等による失業及び事業の休廃止により、所得が前年に比して著しく減少した場合。
- (5) 世帯主等の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少した場合。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）703条の5の2第2項に定める特例対象被保険者等に準ずると認める場合

2 条例第23条第1項第2号に規定する貧困により生活のため公私の扶助を受ける者とは、生活保護法の規定に基づく扶助、社会事業団体による扶助又はこれらに準ずる扶助を受けている者とする。

3 条例第23条第1項第4号に規定するその他特別な事情がある者とは、第1項及び第2項に準ずる事由がある者とする。

(減免の取扱基準)

第4条 前条に規定する減免の条件及び減免割合は減免額算出基準表（別表）に定めるとおりとし、減免は前条第1項第2号を除き納付資力がないと認められる者に対して行うものとする。

2 条例第23条第1項第3号に規定する者に対する減免は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 旧被扶養者に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず、これを免除する。
- (2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、次の割合により、

これを減免する。ただし減額賦課 5 割及び 7 割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については、減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5 割

イ 減額賦課 2 割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の 3 割

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が減額賦課 5 割及び 7 割軽減該当世帯である場合は、減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯：5 割

イ 減額賦課 2 割軽減該当世帯：軽減前の額の 3 割

ウ 減額賦課非該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる

世帯別平等割 2. 5 割軽減前の額の 2. 5 割

エ 減額賦課 2 割軽減該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割 2. 5 割軽減及び軽減賦課 2 割軽減前の額の 1 割

3 世帯主が 2 以上の減免事由に該当するときは、いずれか減免割合の大きい事由を適用するものとする。

4 算出された減免する額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

(減免の申請等)

第 5 条 条例第 2 3 条の規定により保険税の減免を受けようとする者は、国民健康保険税減免申請書(以下「減免申請書」という。)(別記様式第 1 号)に減免を受けようとする理由を証明する書類等を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合又はこれに代わると認められる書類の提出がある場合は、この限りではない。

2 条例第 2 3 条第 1 項第 3 号に規定する者は第 2 年度目の申請を要しない。
(減免申請書等の添付書類)

第 6 条 条例第 2 3 条第 2 項に規定する減免を受けようとする理由を証明する書類は、次に掲げる書類のうち、市長が指定する書類とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

(1) 収入見込額申告書

(2) 資産申告書

(3) 収入状況に関する明細書又は証明書

(4) 公的機関が発行する災害が証明できる書類

(5) 死亡診断書の写し

(6) 入院証明、診断書、医療機関の領収書

(7) 事業の廃止届書・事業の異動(休止)届出書(税務署等提出用)、法人登記簿、離職票、雇用保険法の失業等給付に関する書類等

(8) 国民健康法第 5 9 条各号の規定による医療給付制限の期間を証明できる書類

- (9) 被用者保険の保険者が発行する「資格喪失証明書」
- (10) 他市区町村が発行する「旧被扶養者異動連絡票」
- (11) その他関連する書類

(減免の承認等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、保険税を減免することが適当であるか否かを決定し、国民健康保険税減免決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(減免の取消等)

第8条 市長は、条例第23条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する減免の承認を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは当該減免の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請者が減免の申請を取り下げたとき。
- (2) 資力の回復その他の事情に変化により、減免することが不適当であると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により減免の承認を受けたとき。

2 市長は、条例第23条第1項第3号に規定する減免を受けたものが、次の各号のいずれかに該当することにより、減免の変更若しくは減免の必要がなくなつたと認められるときは、直ちに減免の措置を変更し、又は取り消しをするものとする。

- (1) 旧被扶養者が死亡した場合
- (2) 旧被扶養者が他保険へ異動した場合

3 市長は、前2項の規定により減免の変更又は取り消しをしたとき

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

(白井市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取り扱い要領の廃止)

2 白井市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取り扱い要領は、廃止する。

(新型コロナウイルス感染症に係る平成31年度分(令和元年度分)及び令和2年度分の国民健康保険税の減免の特例)

3 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免については、本取扱要領に定めるもののほか「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(令和2年5月1日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)の基準に基づくものとする。

(新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度分の国民健康保険税の減免の特例)

4 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免については、本取扱要領に定めるもののほか「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が

減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和 3 年 6 月 2 日厚生労働省保険局国民健康保険課及び総務省自治税務局市町村税課通知）の基準に基づくものとする。

（新型コロナウイルス感染症に係る令和 4 年度分の国民健康保険税の減免の特例）

- 5 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免については、本取扱要領に定めるもののほか「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和 4 年 3 月 1 4 日厚生労働省保険局国民健康保険課及び総務省自治税務局市町村税課通知）の基準に基づくものとする。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要領は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行前に、改正前の要領の規定により調製した用紙は、この要領の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

この改正要領は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。